

経営体育成促進事業	事業主体 市 町 村 土 地 改 良 区 農 業 協 同 組 合 体 公 募 団	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 ほ場整備班
-----------	--	--------------------------------------

## 目 的

将来の農業生産を担う効率的、安定的な農業を営み又は営むと見込まれる者（担い手）への農用地の利用集積を図る。

## 事業内容

- (1) 担い手育成農地集積事業
  - ・農林公庫等が貸付対象者に対し農業基盤整備資金と併せて年度事業費の10%以内（農家負担金が10%以下の場合負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う事業

## 採択要件

### 対象事業

- ほ場整備事業（担い手育成型）H14年度まで採択地区
  - (1) 担い手等の経営等農用地面積（受委託面積を含む）が対象事業の完了後、事業実施前と比較して、概ね20%以上確実に増加すること。
  - (2) 市町村において、農業経営基盤強化促進基本構想が定められていること。
  - (3) 農業農村活性化計画が定められていること。
- 経営体育成基盤整備事業（一般型、農業生産法人等育成型、農地集積加速化型）
  - 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を勘案できるものとする。
    - (1) 次の全てを満たすこと
      - ア 告示第一号及び第三号イの基準を満たすこと。
      - イ 担い手について、事業の完了時において、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。
        - (ア) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けたものをいう。以下「地域協議会」という。）が作成するアクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3の(1)のオに基づくものをいう。）に定める目標割合以上となること。
        - (イ) 対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
    - (2) 告示第一号及び第三号ロの基準を満たすこと。
    - (3) 告示第一号ハ及び第三号イの基準を満たすこと、又は農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。
    - (4) 告示第一号及び第三号ハの基準を満たすこと。
    - (5) 告示第一号及び第三号ニからリまでのいずれかの基準を満たすこと。
  - 2 告示第一号イに規定する農地の整備に関する事業の施行に係る地域を対象に市町村が定める農業経営の育成に関する計画は、第4の(3)に定める促進計画等とする。
  - 3 告示第一号イ(三)に規定する農作業受託は、基幹ほ場3作業の受託をいう。
  - 4 告示第一号イ(三)に規定する経営等農用地は、事業地区外の農用地も含むものとする。
  - 5 告示第三号に規定するまともりは、農村振興局長が別に定める基準を満たすこと。